

岩手県告示第92号

建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第29条第1項の規定により、法第3条第1項の許可を次のとおり取り消した。

令和6年2月9日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 (1) 処分をした年月日 令和5年9月11日
- (2) 処分を受けた者
  - ア 商号又は名称 株式会社拓三建設
  - イ 主たる営業所の所在地 花巻市中根子字駒込15番地1
  - ウ 代表者の氏名 寺澤悟
  - エ 許可番号 岩手県知事許可（般一1）第1688号
- (3) 処分の内容 土木工事業、建築工事業、大工工事業、とび・土工工事業、屋根工事業、管工事業、舗装工事業、内装仕上工事業、造園工事業、水道施設工事業及び解体工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (4) 処分の原因となった事実 令和5年9月11日付けで土木工事業、建築工事業、大工工事業、とび・土工工事業、屋根工事業、管工事業、舗装工事業、内装仕上工事業、造園工事業、水道施設工事業及び解体工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第5号に該当する。
- 2 (1) 処分をした年月日 令和5年8月31日
- (2) 処分を受けた者
  - ア 商号又は名称 株式会社菅原工務所
  - イ 主たる営業所の所在地 奥州市水沢佐倉河字川原田52番地1
  - ウ 代表者の氏名 菅原祐子
  - エ 許可番号 岩手県知事許可（般一1）第1743号
- (3) 処分の内容 土木工事業、建築工事業、とび・土工工事業及び塗装工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (4) 処分の原因となった事実 令和5年6月5日付けで土木工事業、建築工事業、とび・土工工事業及び塗装工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第5号に該当する。
- 3 (1) 処分をした年月日 令和5年9月1日
- (2) 処分を受けた者
  - ア 商号又は名称 有限会社東工務所
  - イ 主たる営業所の所在地 久慈市天神堂第36地割65番地1
  - ウ 代表者の氏名 東繁富
  - エ 許可番号 岩手県知事許可（般一4）第3130号
- (3) 処分の内容 建築工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (4) 処分の原因となった事実 令和5年8月21日付けで建築工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第5号に該当する。
- 4 (1) 処分をした年月日 令和5年8月31日
- (2) 処分を受けた者
  - ア 商号又は名称 有限会社遠藤工務店
  - イ 主たる営業所の所在地 奥州市水沢真城字町屋敷108番地
  - ウ 代表者の氏名 遠藤兎男
  - エ 許可番号 岩手県知事許可（般一2）第3802号
- (3) 処分の内容 建築工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 令和5年5月10日付けで建築工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第5号に該当する。

5(1) 処分をした年月日 令和5年8月21日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 有限会社東磐グリーン

イ 主たる営業所の所在地 一関市千厩町千厩字下木六330番地3

ウ 代表者の氏名 菅原義樹

エ 許可番号 岩手県知事許可(般-2)第5064号

(3) 処分の内容 土木工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 令和5年8月21日付けで土木工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第5号に該当する。

6(1) 処分をした年月日 令和5年8月31日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 三幸農材株式会社

イ 主たる営業所の所在地 奥州市水沢真城字中上野67番地の5

ウ 代表者の氏名 三浦輝郎

エ 許可番号 岩手県知事許可(般-2)第6074号

(3) 処分の内容 建築工事業及び鋼構造物工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 令和5年8月29日付けで建築工事業及び鋼構造物工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第5号に該当する。

7(1) 処分をした年月日 令和5年8月4日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 NK設備サービス株式会社

イ 主たる営業所の所在地 紫波郡紫波町稲藤字升形201番地

ウ 代表者の氏名 岩脇力生

エ 許可番号 岩手県知事許可(般-2)第20644号

(3) 処分の内容 管工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 令和5年8月4日付けで管工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第5号に該当する。

8(1) 処分をした年月日 令和5年8月4日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 株式会社マルシン

イ 主たる営業所の所在地 紫波郡紫波町平沢字幅63番地9

ウ 代表者の氏名 長澤伸一

エ 許可番号 岩手県知事許可(般-3)第20709号

(3) 処分の内容 左官工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、防水工事業及び内装仕上工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 令和5年7月28日付けで左官工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、防水工事業及び内装仕上工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第5号に該当する。

9(1) 処分をした年月日 令和5年8月24日

(2) 処分を受けた者

- ア 商号又は名称 有限会社カサイ工業
- イ 主たる営業所の所在地 盛岡市川又字道地12番地6
- ウ 代表者の氏名 葛西勉
- エ 許可番号 岩手県知事許可（般－3）第20869号

(3) 処分の内容 とび・土工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 令和5年8月21日付けでとび・土工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第5号に該当する。

10(1) 処分をした年月日 令和5年8月4日

(2) 処分を受けた者

- ア 商号又は名称 第一商事株式会社
- イ 主たる営業所の所在地 盛岡市上ノ橋町8番8号
- ウ 代表者の氏名 柴田千春
- エ 許可番号 岩手県知事許可（般－1）第21023号

(3) 処分の内容 管工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 令和5年7月28日付けで管工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第5号に該当する。

11(1) 処分をした年月日 令和5年7月27日

(2) 処分を受けた者

- ア 商号又は名称 株式会社SEINAN'PEACE
- イ 主たる営業所の所在地 花巻市太田第51地割90番地1
- ウ 代表者の氏名 戸来光汰
- エ 許可番号 岩手県知事許可（般－3）第40248号

(3) 処分の内容 石工事業、鋼構造物工事業、しゅんせつ工事業、水道施設工事業及び解体工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 令和5年7月27日付けで石工事業、鋼構造物工事業、しゅんせつ工事業、水道施設工事業及び解体工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第5号に該当する。

12(1) 処分をした年月日 令和5年8月7日

(2) 処分を受けた者

- ア 商号又は名称 さくら美建
- イ 主たる営業所の所在地 北上市立花27地割171番地
- ウ 代表者の氏名 半田吉明
- エ 許可番号 岩手県知事許可（般－3）第50347号

(3) 処分の内容 塗装工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 令和5年8月4日付けで塗装工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第5号に該当する。

13(1) 処分をした年月日 令和5年8月8日

(2) 処分を受けた者

- ア 商号又は名称 MIYABI株式会社
- イ 主たる営業所の所在地 下閉伊郡山田町川向町12番11号
- ウ 代表者の氏名 佐藤雅哉
- エ 許可番号 岩手県知事許可（般－2）第120142号

- (3) 処分の内容 大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (4) 処分の原因となった事実 令和5年8月7日付けで大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業を廃止する旨の届出があり、このことが法第29条第1項第5号に該当する。

14(1) 処分をした年月日 令和5年9月7日

(2) 処分を受けた者

- ア 商号又は名称 びわ電機商会
- イ 主たる営業所の所在地 久慈市長内町第9地割16番地12
- ウ 代表者の氏名 枇杷勉
- エ 許可番号 岩手県知事許可(般-3)第140025号

(3) 処分の内容 電気工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 令和5年8月22日付けで電気工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第5号に該当する。

15(1) 処分をした年月日 令和5年8月23日

(2) 処分を受けた者

- ア 商号又は名称 風張工務店
- イ 主たる営業所の所在地 九戸郡洋野町大野第64地割74番地16
- ウ 代表者の氏名 風張国男
- エ 許可番号 岩手県知事許可(般-31)第140140号

(3) 処分の内容 土木工事業、大工工事業及びとび・土工工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 令和5年7月31日付けで土木工事業、大工工事業及びとび・土工工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第5号に該当する。

16(1) 処分をした年月日 令和5年7月25日

(2) 処分を受けた者

- ア 商号又は名称 株式会社戸澤建設
- イ 主たる営業所の所在地 八幡平市赤坂田45番地の3
- ウ 代表者の氏名 代表取締役 戸澤正人
- エ 許可番号 岩手県知事許可(特-4)第1021号

(3) 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、舗装工事業及び塗装工事業に関する特定建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 令和5年7月5日付けで土木工事業、とび・土工工事業、舗装工事業及び塗装工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第5号に該当する。